

消防の動き



2026
4
No.660

特報

●災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討..... 4

令和8年4月号 No.660

巻頭言

持続可能な消防体制の構築に向けて～豪雪都市札幌の挑戦～（札幌市消防局長 坂上 新次）

Report

地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果..... 8

地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果..... 10

Topics

令和7年度消防功労者消防庁長官表彰式..... 12

ASEAN 3カ国を迎えた国際消防防災フォーラムー消防防災分野の知見共有と連携強化ー... 14

第30回防災まちづくり大賞受賞団体の決定..... 19

令和7年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式について..... 20

令和7年度消防団地域貢献表彰（総務大臣表彰）表彰式の開催..... 22

「令和8年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介... 24

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ..... 26

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状授与..... 28

消防通信～望楼

新潟市消防局（新潟県）／豊橋市消防本部（愛知県）
岸和田市消防本部（大阪府）／松山市消防局（愛媛県）..... 32

消防大学校だより

上級幹部科における教育訓練..... 33

NBCコースにおける教育訓練について..... 34

報道発表

最近の報道発表（令和8年2月21日～令和8年3月20日）..... 35

通知等

最近の通知（令和8年2月21日～令和8年3月20日）..... 36

広報テーマ（4月・5月）..... 36

お知らせ

令和8年度「市町村長の災害対応力強化のための研修」の開催..... 37

消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください..... 38

令和8年度一般公開のプログラム紹介..... 39

熱中症の予防についてのお知らせ..... 41



■ 表紙
本号掲載記事より

持続可能な消防体制の 構築に向けて ～豪雪都市札幌の挑戦～

札幌市消防局長 坂上 新次



札幌市は、人口約190万人を抱える大都市でありながら、年間平均約5メートルの降雪を記録する世界でも類を見ない豪雪都市です。今年も253万人超の来場をいただいた「第76回さっぽろ雪まつり」などは、こうした降雪の恩恵でもありますが、雪まつり開催直前の1月には、同月として観測史上最大の24時間降雪量54センチを記録するなど、まとまった雪に見舞われて市民生活に混乱をきたしました。

この際、札幌市は災害級の対策が必要と判断し「雪害対策本部」を設置して都市機能を維持するための各種取組みを進めたところではありますが、その主たるものは幹線道路や生活道路の緊急的な除排雪であり、例年規模の予算額に補正を加え、実に約359億円という莫大な経費を投じて市民生活の平常化と安全の確保に努めてきたところでもあります。

こうした経費のほか職員費など義務的な経費の増大により、市として厳しい財政状況にあることに加え、人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化に直面する中、札幌市消防局では令和7年3月に「持続可能な消防体制の構築『基本方針』」を策定いたしました。この方針は、2040年までの長期的な展望を持ち、消防に対する需要の変化に的確かつ柔軟に対応できる組織運営を行うためのものであり、既存業務の徹底的な見直しにより、行政需要が増加している分野へ限られた人的・財政的資源を集中的に配分する「選択と集中」を推進していくものであります。

中でも喫緊の課題であり、集中的な取組みが必要となっているのが、増大する救急需要対策です。本市の救急出動件数は年間約11万5千件と過去最多水準で推移しており、高齢者人口の増加に伴い、2040年ごろまでさらなる需要の増大が予測されております。市民が迅速に適切な救急医療を受けられる体制を維持するため、基本方針に基づき、救急隊の計画的な増隊を進めていく予定です。日勤救急隊の増強などにより即応体制を強化するとともに、長時間連続で活動する救急隊員の労働負荷対策と、救急DXの拡充を行い、柔軟で安定的な運用体制の確立を目指しております。

また、効率化と消防力の総合的な強化を両立させた取組みが、昨年、スタートしました。「札幌圏消防指令センター」の運用開始であります。近隣の江別市や千歳市など計8市町村との広域的連携・協力により実現した同センターは、映像通報システムをはじめとする消防DXを推進した最新機能を導入することで、迅速かつ的確な指令業務を実現しております。引き続き、消防・救急活動の質の向上と、圏域住民約235万人の安全安心の確保に取り組んでまいります。

「選択と集中」の一端を述べさせていただきましたが、社会を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、私たち消防職員は「崇高な使命感と誇り」を胸に、持続可能な消防体制を築き、次世代へと繋いでいく責任があります。今後も歩みを止めることなく、市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けて全力で取り組んでまいります。



災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討

防災情報室

1 はじめに

発災前後を通じて、市町村から住民に対して避難指示等の防災情報を確実に伝達することは、極めて重要です。そのため、各市町村では、地域の実情等を踏まえ、防災行政無線等をはじめとする災害情報伝達手段の整備を進めているところです。

防災行政無線等は、PUSH型の一斉同報手段であり、スマートフォンを持たない住民へも情報を伝達することができるなどの長を持つことから、災害時の主たる情報伝達手段として、消防庁ではその整備を推進しています。

一方で、従来の屋外スピーカーを用いた防災行政無線の放送は、沿岸部で広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要であること、山間部などにおいて地理的条件によっては設備設置のハードルが高い場合があるなど、放送を行うための設備設置を推進する上で課題が存在しています。

これらの課題を解決するために、消防庁では、災害情報伝達手段として新たにドローンを活用できるようにす

るため、令和7年度に「災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討会」を開催して、実証実験を行うとともに災害情報伝達手段としてのドローンの有効性を確認し、スピーカーを搭載したドローンを防災行政無線等の補助として用いる際の留意事項等についてとりまとめました。

2 ドローン活用事例

検討にあたっては、自治体がすでに導入しているドローンの活用事例を参考としました。例として、宮城県仙台市の津波広報用の自動飛行ドローンをご紹介します。

・仙台市における津波広報用自動飛行ドローン

宮城県仙台市では、海岸来訪者に向けて津波に関する警報を迅速に伝達するために、スピーカーが搭載されたドローンを活用しています。このドローンは、津波警報等のJアラート情報を検知するとポートから自動で発進し、指定された海岸線上のルートで自動で飛行しながら音声放送を行います。ドローンの制御については、回線が輻輳しないよう自営網を使用しています。

このドローンは、東日本大震災の際に津波広報を行った職員や消防団員が被災したことを受けて導入したもので、屋外スピーカーの音達範囲外をカバーしています。また、自動で飛行・放送するため、人的操作によるタイムラグが発生しません。

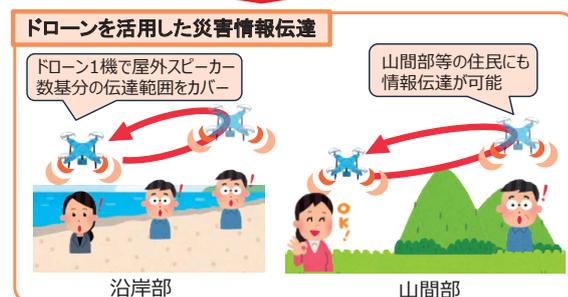


図1 ドローンによる災害情報伝達のイメージ



図2 仙台市の津波広報用ドローン



3 実証実験について

災害情報伝達手段としてのドローンの検討の一部として、ドローンの特性を確認するために、主に3つの実証実験を行いました。

(1) 自動飛行に関する実験

災害情報は、発災後、即座に伝達されることが重要です。また、市町村が必要とする防災情報を制約なく伝達できる必要があります。これらの要件について、仙台市が導入している自動飛行ドローンのシステムを用い、「Jアラート情報を受信してから放送開始までの時間」や「各災害情報に応じた音声変更の可否」を確認し、システムの即時性と柔軟性を確認しました。

表1 自動音声放送の流れ

行動	項目	フロー(例)
0	緊急情報発信の発生	大津波警報等の緊急に情報伝達を要する事態の発生
1	消防庁送信システム	消防庁よりJアラート送信システムを通じて全国に情報伝達
2	Jアラート受信機	地方自治体等に設置されたJアラート受信機で情報受信
3	自動起動装置	地方自治体等に設置された自動起動装置から、Jアラートの情報をドローン飛行管理システムに伝達
4	ドローン運行管理システム	ドローン運行管理システムで、Jアラートの情報を受信し、ドローン(ドローンポート)に飛行・避難広報の開始指示
5		ドローン運行管理システムからの指示により、ドローンポートからドローンが離陸し、飛行・避難広報を開始 飛行中は、ドローンの飛行情報やカメラの映像をドローン運行管理システムに配信(指示からドローン離陸・避難広報開始までのおおよそ時間:1分~2分)

実験の結果、異なるJアラート情報を受信した場合、それぞれの情報に応じた放送が可能であることが確認できました。一方で、災害情報の受信から自動でドローンが飛行し放送を開始するまでに1分から2分程度を要したことから、緊急地震速報等の即時の対応を必要とする災害情報の伝達には課題があると考えられます。

(2) 音達範囲に関する実験

スピーカードローンの音達範囲の検証を行う目的で、ドローンと観測者との水平距離、ドローンの飛行速度、飛行高度等を変えて飛行を行い、観測地点での音圧を計測しました。また、音声の聞き取りやすさなどを評価しました。

結果、実験を行った範囲(水平距離400mまで、高度60mまでなど)であれば、水平距離などを変えても音声を問題なく聞き取ることができました。一方で、指向性のあるスピーカーを搭載する場合は、その向きが聞こえやすさに影響しました。また、ドローンと観測者の間に遮蔽物がある場合は、聞こえにくくなりました。ドロー

ンの飛行ルートを選定する際には、これらの点に留意する必要があると考えられます。



図3 音達範囲に関する実験の様子

(3) 耐候性に関する実験

災害情報伝達手段としてのスピーカー搭載ドローンは、災害環境下において期待された性能を発揮することが必要です。一方で、ドローンは飛行体かつ精密機器であり、耐風性能や防水性能には、メーカーが保証する性能限界があります。この実験では、強風、降雨の環境が再現可能な実験施設を用い、災害時に想定される環境下でドローンが安定して飛行できるかについて確認しました。

実験の結果、耐風性に関しては、メーカーカタログ値程度まで安定した自動飛行が可能でしたが、それ以上の風速になると飛行が不安定になりました。また、耐雨性に関しては、30mm/h程度の雨でも自動飛行ができた一方で、一定以上の降雨時には、センサーエラーにより自動飛行ができなくなることで、降雨時に使用した後は、雨滴をふき取るなどのメンテナンスが必要であることが分かりました。

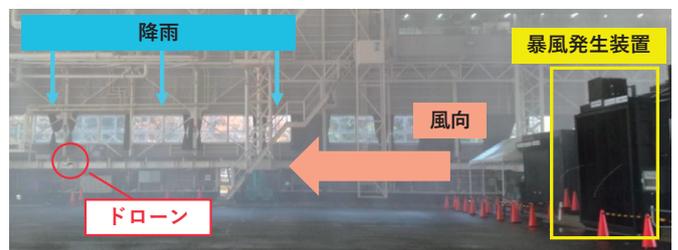


図4 耐候性に関する実験の様子

4 検討結果について

(1) 災害情報伝達手段としてのドローンを活用する際の留意事項

実証実験の結果から、ドローンによる災害情報伝達について、防災行政無線等の完全な代替とはならないもの

の、屋外スピーカー等の補助として活用することは有効であることを確認できました。また、自治体で災害情報伝達手段としてドローンを活用する際の留意事項についても取りまとめました（表2）。

表2 災害時の情報伝達手段としてドローンを活用する際の留意事項

飛行ルート

- 安全かつ効率的に飛行可能なルートの検討をすること。飛行ルート下の土地管理者等には、災害時に飛行させることについて同意等を得ておくこと。
- 障害物等を考慮して、飛行する高度を検討すること。
- 緊急着陸が可能な場所を確認し、事前に調整しておくこと。
- バッテリーの容量等を踏まえ、余裕をもって予定する着陸地点まで飛行できる飛行経路設定をすること。

運用体制

- 定期的にメンテナンスを行い、常時飛行が可能な状況を確認しておくこと。
- 想定される災害時において、通信、電源が確保できる等、問題なく運用ができる体制を構築すること。
- ドローンポートへの通信について、災害時に通信を確保できるようネットワークの冗長化などの必要な対策を行うこと。
- 天候などの条件による飛行の可否についてのルールを事前に決めておくこと。
- 飛行を行う際、必要な場合は関係機関に連絡すること。
- 航空機の運航を阻害しないこと。
- 運用マニュアルの作成などを行い、人事異動が発生しても適切な運用が継続できること。
- 緊急地震速報のように即時性が求められる情報を伝達する場合には、屋外スピーカー等と連携して放送を実施すること。
- 想定する運用時間帯において飛行が可能な体制（例：24時間飛行が可能な体制等）を整えること。

放送する内容

- 災害の種類や規模などに応じた放送内容をあらかじめ整理しておくこと。
- 不足なく災害情報を伝達できるよう放送する文章はわかりやすく簡潔なものとし、スピーカーの性能（有効可聴距離）、ドローンの飛行速度、周辺環境等を踏まえ全文聞こえるような長さに設定すること。

スピーカーの性能

- 想定される放送地域において、ドローンに搭載したスピーカーからの音声が明瞭に聞き取れるようスピーカーの性能、向き、遮蔽物、暗騒音などの周辺環境等に留意すること。

耐水性・耐風性

- 想定する運用状況に応じて必要な耐風性と耐水性を具備していること。
- 降雨時に飛行させた場合は、飛行後、水滴をふき取るなどの必要なメンテナンスを行うこと。
- 急激な天候の変化があった場合を想定し、手動飛行へ切り替える、運用を中止するといった対応方針を整理しておくこと。
- 離陸時に機体が風下へ流される可能性を考慮し、一体程度周囲に空間を設ける、離着陸地点では風よけを設置するなど、離発着地点周辺の環境に注意すること。



(2) 想定される活用方法

今回の検討を踏まえた、ドローンの想定される活用方法についてご紹介します。ドローンの飛行までに1～2分ほどを要することを踏まえると、到達までに一定の時間がかかる津波に関する情報等の伝達では有効ですが、特に緊急性の高い緊急地震速報等を放送する場合は、屋外スピーカーその他の手段と連携して災害情報を伝達することが必要だと考えられます。その他の災害情報伝達に関しては場所や状況によっては有効だと考えられます(表3)。

表3 各Jアラート情報についてのスピーカードローンの有効性

放送する情報	スピーカー付きドローンの有効性
津波に関する情報	○(ドローンによる情報伝達が有効)
国民保護に関する情報	△(場所や状況によっては有効)
火山に関する情報	
気象に関する情報	
地震に関する情報	×(緊急地震速報の際は、数秒の猶予しかないため)

災害情報の伝達については、屋外スピーカー等を基本としつつも、ドローンは移動しながら広範囲に放送を行えるため、沿岸部や山間部等の地理的条件により屋外スピーカー等を整備するハードルが高い地域等においては、その活用が有効であると考えられます。沿岸部については、海水浴場等に対して津波に関する情報を伝達するために、山間部については、スキー場や登山ルートなど、広範囲に林野火災や火山噴火等の災害情報を伝達するために有効です。

さらに、災害の発生前の予防施策としても、スピーカードローンの活用が期待されます。例えば、林野火災警報が発令された場合など、山間部に対して広範囲に火の取り扱いに注意する旨の放送を行うことが考えられます。

5 今後に向けて

検討の結果から、スピーカー搭載のドローンは、防災行政無線等の完全な代替とはならないものの、屋外スピーカー等の補助として活用することは有効であることが確認できました。今回取りまとめた災害時の情報伝達手段としてドローンを活用する際の留意事項を参考に、自治体においてドローンが活発に活用されることを期待しています。

また、今後、技術の発展により、Jアラート信号を受信後、即座にドローンが飛行・音声放送を行うことが可能となり、さらに耐風性能等も向上した場合、緊急時地震速報等の緊急性の高い災害情報の伝達や、台風等の暴風環境下での災害情報伝達も可能になると考えられます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

地方公共団体における 業務継続計画・受援計画 策定状況の調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策等の重要な役割を担うことになる一方、住民生活に不可欠な通常業務を継続しなければなりません。そのため、業務継続計画や受援計画をあらかじめ定め、災害時の業務継続性や受援体制を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、業務継続計画及び受援計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和7年度の状況について調査結果を取りまとめました。

●業務継続計画

優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

●受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から受援できるようにあらかじめ定める計画。

2 調査結果の概要

業務継続計画

- 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）ともに全団体策定済み。
- 都道府県は、全団体において重要6要素全て策定済み。
- 市町村の重要6要素全て策定済団体数は、前回調査から31団体増加し、997団体

受援計画

- 都道府県は、全団体策定済み。
- 市町村の策定済団体数は、前回調査から66団体増加し、1,433団体

(1) 計画に定めるべき重要6要素の策定状況

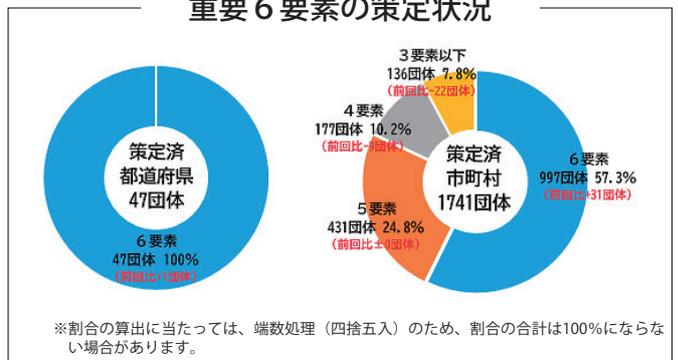
重要6要素全てを定めている団体

○都道府県：47団体（100%）

○市町村：997団体（57.3%）

	都道府県	市町村
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,726
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	47	1,634
(3) 電気、水、食料等の確保	47	1,091
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,559
(5) 重要な行政データのバックアップ	47	1,535
(6) 非常時優先業務の整理	47	1,652

重要6要素の策定状況

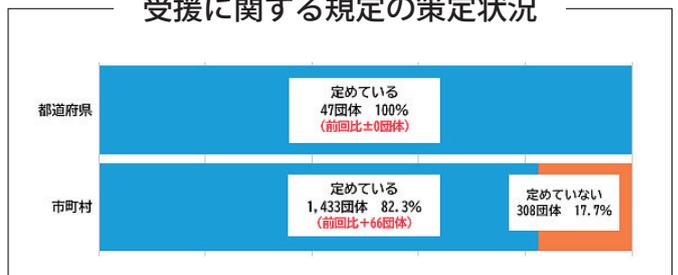


(2) 応援職員受入れなど受援に関する規定

○都道府県：47団体（100%）

○市町村：1,433団体（82.3%）

受援に関する規定の策定状況



<参考> 調査の概要

(1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

(2) 調査基準日

令和7年4月1日

(3) 調査内容

- 業務継続計画の策定状況について
- 業務継続計画における重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について（通知）」（令和8年3月19日付け府避計第35号・消防災第29号）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定を促進してまいります。

(1) 業務継続計画に定めるべき重要な6要素の策定について

国の「防災基本計画」（令和7年7月）に基づき、計画に定めるべき重要6要素について、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）を参考にし、策定すること。

(2) 受援計画（応援職員受入れなど受援に関する規定）の策定について

地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月策定）や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を参考にすること。

また、都道府県においては、市町村の受援計画の策定や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めること。

(3) 業務継続計画・受援計画の実効性の確保及び見直しについて

職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画・受援計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（令和8年3月）リンク先>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/260319_bcp.pdf

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、過去の災害を振り返ると、庁舎の停電により災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられました。そのため、地方公共団体における業務継続性確保のため非常用電源を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、地方公共団体の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和7年度の状況について調査結果を取りまとめました。

2 調査結果の概要

市町村（特別区を含む。以下同じ。）における調査結果の概要

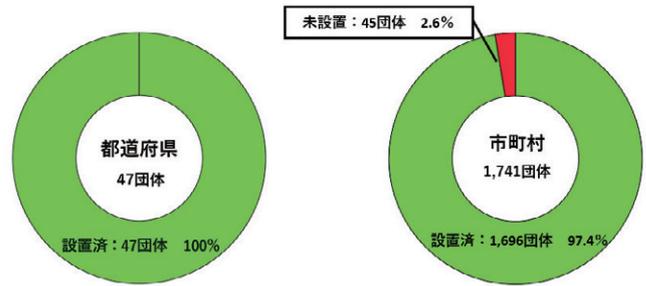
- 設置済団体数は、前回調査から7団体増加し市町村で1,696団体となった。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保や、水害対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

3 調査結果の詳細

(1) 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、以下のとおりとなります。

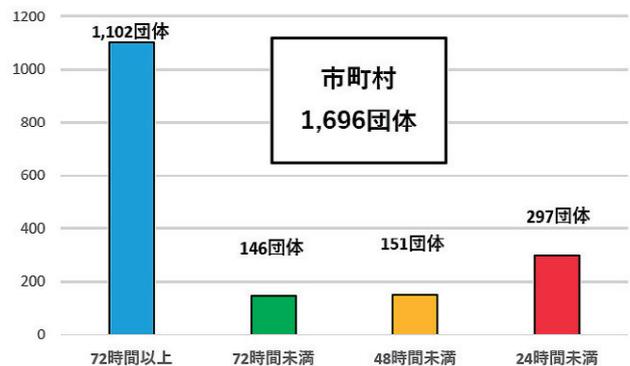
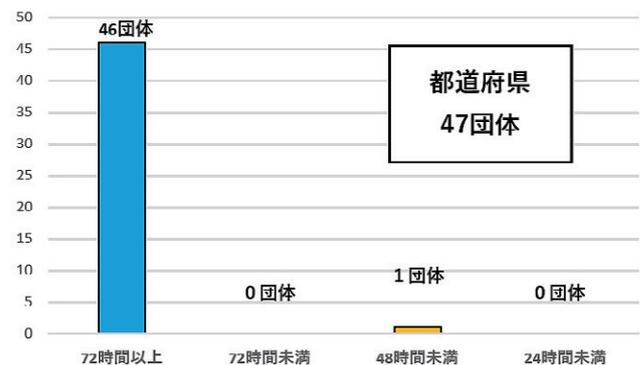
- 都道府県：47団体(100%) (前年比± 0団体)
- 市町村：1,696団体(97.4%) (前年比+7団体)



(2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,696団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体 (97.9%)
- 市町村：1,102団体 (65.0%)

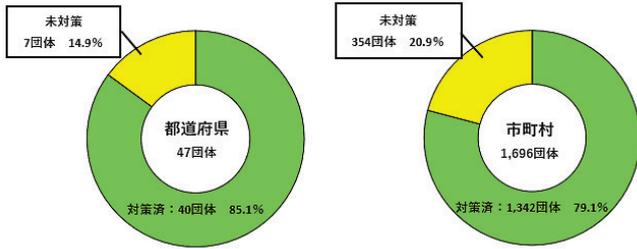


(3) 非常用電源の災害対策状況

ア 水害対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における水害対策の実施状況は以下のとおりとなります。

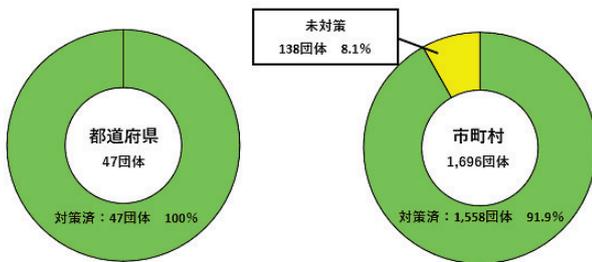
- 都道府県：40団体 (85.1%)
- 市町村：1,342団体 (79.1%)



イ 地震対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震対策の実施状況は以下のとおりとなります。

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,558団体（91.9%）



<参考>調査の概要

- (1) 調査対象
都道府県47団体及び市町村1,741団体
- (2) 調査基準日
令和7年4月1日
- (3) 調査内容
 - 非常用電源の設置状況
 - 非常用電源の水害・地震対策
 - 非常用電源の使用可能時間 等

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和8年3月19日付け消防災第30号）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

(1) 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

国の「防災基本計画」（令和7年7月）に基づき、大

規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、最低72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が生じないように準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

(3) 非常用電源の水害や地震の備えについて

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、水害や地震に備えた対策を行うこと。

なお、災害対策本部設置庁舎が、水防法に基づき指定された浸水想定区域外である場合、非常用電源の水害対策に関する検討を速やかに行い、これに基づく対応を進めること。

(4) 教育・訓練等の実施について

業務継続計画等の実効性を確保し高めていくため、教育や訓練の計画等を策定し、職員等に対する非常用電源の教育・訓練を着実に実施すること。

継続的な教育・訓練等を実施し、災害時の非常用電源の確実な起動体制を確保すること。

(5) 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水対策・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費については、緊急防災・減災事業債の対象となることから、早急を実施すること。

<地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果（令和8年3月）リンク先>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/260319_hijyoyo.pdf

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

令和7年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

去る3月4日（水）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において、令和7年度消防功労者消防庁長官表彰式が盛大に挙行されました。

本表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々（団体）は、以下のとおりです。

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防衛に関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な消防吏員、消防団員及び消防教育職員

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防衛に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防衛に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

5 都道府県消防防災関係事務従事職員表彰

都道府県の消防防災関係事務職員として永年勤続し、その勤務成績が特に優秀な者

今回の受章者数及び団体数は、以下のとおりです。

<表彰数>

表彰種別	受章数	内 訳
功 労 章	180名	消防吏員 13名
		消防団員 48名
永年勤続功労章	2,990名	消防吏員 1,010名
		消防団員 1,977名
		消防教育職員 3名
表 彰 旗	16機関	
竿 頭 綬	37機関	
都道府県 消防防災関係 事務従事職員表彰	3名	

表彰式は、大沢博消防庁長官の式辞に始まり、表彰種別ごとの代表者に対する記章等の授与、来賓祝辞に続き、最後に受章者代表である徳永達也消防司監（奈良県広域消防組合消防本部）より、謝辞が述べられました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所属・氏名等
功 労 章	茨城県 潮来市消防団 団長 根本 幹士
永年勤続功労章	愛知県 名古屋市松原消防団 団長 宇佐見 保也
表 彰 旗	静岡県 浜松市消防局 浜松市消防団
竿 頭 綬	長野県 諏訪広域消防本部 下諏訪町消防団
都道府県 消防防災関係 事務従事職員表彰	岐阜県 岐阜県消防学校 校長 山田 悦司



式辞を述べる大沢博消防庁長官



受章者代表への功労章授与



受章者代表への表彰旗の授与



受章者代表からの謝辞

問合せ先

消防庁総務課表彰係
TEL: 03-5253-7521 (直通)

ASEAN 3カ国を迎えた国際消防防災フォーラム — 消防防災分野の知見共有と連携強化 —

参事官

1 国際消防防災フォーラム

消防庁では、シンガポール、マレーシア及びタイのASEAN 3カ国において、国際消防防災フォーラム（以下「フォーラム」という。）を開催しました。本フォーラムは、我が国の消防防災に関する技術や制度を紹介するとともに、各国の消防防災関係者との知見共有や連携強化を図ることを目的として実施したものです。

経済発展や都市化が進んでいるアジア諸国では、これまで以上に高度な消防防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術移転を求める声が寄せられています。

このことを踏まえ、消防庁では平成19年度以降、ベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピン及びシンガポールの10カ国においてフォーラムを開催してきました。

フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数参加することから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用するため、平成25年度からは日本企業による消防防災関連製品の紹介・展示も実施しています。

2 開催形式と開催地

令和7年度のフォーラムは、特定の国のニーズに即した内容を二国間で実施する「バイ形式」を基盤としつつ、これを発展させた開催方式として「多国バイ形式」を採用し、シンガポール共和国、マレーシア、タイ王国のASEAN 3カ国で実施しました。これら3カ国は、いずれも急速な都市化が進む東南アジアの中核国であり、洪水・豪雨・高温等の自然災害リスクや都市型災害への対応という共通課題を抱えるとともに、防災・消防分野における制度整備や能力向上への関心が高く、周辺地域への波及効果も期待できる国々です。このため、各開催国の消防防災関係者の参加を得て、それぞれの現地ニーズ

に即した情報提供を行いました。

3 参加者（シンガポール共和国・マレーシア）

令和8年1月12日及び14日の2日間で行われたフォーラムには、シンガポール共和国側参加者であるシンガポール民間防衛隊（SCDF）を含む約100名、マレーシア側参加者であるマレーシア消防救助隊（BOMBA）を含む約100名の合計約200名の消防防災関係者が参加しました。

各開催国のオープニングセレモニーでは、在シンガポール大使館の石川大使から、「日・シンガポール外交関係樹立60周年の節目に、日本の経験と先進技術を共有し、両国およびアジア地域における消防・防災分野の協力を一層深化させること」、在マレーシア大使館の四方大使からは、「日本とマレーシアが消防・防災分野における長年の協力関係を基盤に、知識・技術・人材交流を通じて両国および地域の防災力強化をさらに推進すること」を期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

『消防装備及び消防設備の進化について』をテーマにした本フォーラムでは、日本及び各開催国からの講演に加えて、初の試みとして、日本企業の出展のみならず現地開催国企業の出展を募り、更なる国際交流の場を拡大させる機会を設けました。



オープニングセレモニーでスピーチを行う石川大使



シンガポール民間防衛隊アラン・チョウ上級次席コミッショナーによる講演『リチウム電池に起因する火災対応』



オープニングセレモニーでスピーチを行う四方大使



シンガポール会場全景



マレーシア消防救助隊カマルザマン・マリク・アブドゥラ上級次席コミッショナーによる講演『消防防災における技術活用の最適化～マレーシアの経験～』

＜参加企業一覧（シンガポール）＞（50音順）

- エア・ウォーター株式会社
- 帝国繊維株式会社
- トーハツ株式会社
- 株式会社日本減災研究所
- 能美防災株式会社
- 船山株式会社
- 株式会社モリタ
- ※ Yen Lee Fireweld Pte Ltd
- ※ ST Engineering Land Systems
- ※現地開催国企業



マレーシアフォーラム参加者との記念撮影

＜参加企業一覧（マレーシア）＞（50音順）

- エア・ウォーター株式会社
- シャボン玉石けん株式会社
- 帝国繊維株式会社
- トーハツ株式会社
- 株式会社日本減災研究所
- 船山株式会社
- 合同会社防災制度・運用研究会
- 株式会社モリタ

4 参加者（タイ王国）

令和8年2月25日及び26日の2日間で行われたフォーラムには、タイ王国側から約220名、日本側から約100名の合計約320名が参加しました。タイ王国からは、内務省災害防止軽減局（DDPM）をはじめ、内務省公共事業・都市地方計画局（DPT）、タイ国家災害警報センター（NDWC）、消防防災関連企業・有識者のパネリストなど、消防防災関係者の参加を得ることができました。

オープニングセレモニーでは、両国の代表からのスピーチが行われ、日本側は、在タイ大使館の大鷹大使より、「日タイが知識・技術を共有し、実効性ある協力を通じて消防防災体制を強化し、両国民の生命・財産を守ること」を期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

開催日初日を『タイ王国における先進消防能力強化』、2日目を『タイ王国における総合防災力強化』をテーマにした本フォーラムでは、過去最大規模の24企業・関係機関からなる出展ブースエリアを設けて、開催国の消防・防災能力向上に資する自社製品のプレゼンテーションや製品等の展示を行いました。

タイ側からは、「災害マネジメントのための科学技術とイノベーション」及び「早期警報システム」について、パネル・ディスカッション形式による示唆に富んだ意見交換もなされ、有識者の最先端の知見が共有されました。



オープニングセレモニーでスピーチを行う大鷹大使



タイフォーラム参加者との記念撮影



タイ王国参加者によるパネル・ディスカッション

<参加企業一覧（タイ王国）>（50音順）

- W O T A株式会社
- エア・ウォーター株式会社
- 栗田工業株式会社
- 国際技術開発株式会社
- 櫻護謨株式会社
- 株式会社シバウラ防災製作所
- 株式会社スペースタイムエンジニアリング
- 帝国繊維株式会社
- 東京サイレン株式会社
- トーハツ株式会社
- 株式会社ニチボウ
- 株式会社日本減災研究所
- 日本電気株式会社
- 能美防災株式会社
- 株式会社初田製作所
- 船山株式会社
- 合同会社防災制度・運用研究会
- ホーチキ タイランド リミテッド
- 前澤工業株式会社
- 株式会社モリタ
- モリタ宮田工業株式会社
- ヤマトプロテックアジア株式会社
- ヨネ株式会社
- ※タイ内務省災害防止軽減局
- ※タイ国家災害警報センター

※開催国出展関係機関

5 消防庁からのプレゼンテーション(タイ王国)

タイ王国側のニーズを踏まえて、今回、消防庁からは計3本のプレゼンテーションを行いました。

(1) 「気候変動関連災害への備えと緊急対応」

気候変動の影響により、風水害の激甚化や林野火災のリスクが高まっている現状を踏まえ、近年進めている新たな災害対応の取組について発表が行われました。発表では、災害発生前からのリスクの見える化や注意喚起、発災時における避難と情報共有の重要性、早期の広域連携が被害軽減に果たす役割が紹介されました。これらの経験と教訓を踏まえ、風水害対策に加え、林野火災への備えを強化する新たな取組を進めていることが説明されました。



セッション：「気候変動関連災害への備えと緊急対応」

(2) 「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」

消防力の充実や火災予防規制により、市街地火災のリスクや火災による死者は減少傾向にある一方で、地震・津波時の大規模火災や木造密集地の火災リスクは依然存在している現状が伝えられました。さらに、高齢化に伴い住宅火災の死者リスクは低減せず、近年増加傾向にある中で、リチウムイオン電池やバイオマス、大規模倉庫の火災など新たな課題も生じており、国際的な協力による対策の重要性の高まりが強調されました。



セッション：「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」

(3) 「消防庁の災害対応」

我が国においては、消防機関が市町村主導で各地域の実情に応じて運営されている一方、大規模災害時には、全国的な応援制度として、緊急消防援助隊が機能するという基本的な仕組みが共有された後、災害への対応としては、地方自治体や消防機関のみならず、消防団や自主防災組織も含めた地域の方々の協力が不可欠であり、また、迅速な情報発信という観点から、早期警報システムの整備の重要性やその多重化などについても言及されました。



セッション：「消防庁の災害対応」

6 日本企業によるプレゼンテーション・展示（タイ企業）

参加した日本企業が自社製品やサービスの紹介のプレゼンテーションを行うとともに、会場内に設置された展示ブースにて製品等を展示しました。

展示ブースでは、ランチタイムや休憩時間中、参加者が製品を手取る姿や、熱心に質問をしている姿が多数見られました。

参加した日本企業からは、「大使と開催国代表がブースを回っていただき、その際、政府機関への訪問約束をすることができた。」「防災ソリューションを俯瞰でき、自社の展開可能性を検討する上で大変参考になりました。」とのコメントが届いています。



防火衣の装着体験をするタイ内務省災害防止軽減局
ティーラバット・カチャマツト局長

7 おわりに

アジア諸国における経済成長の目覚ましきは我が国でもたびたび話題になりますが、経済の発展は都市化の進展を伴い、それにより火災や災害の大規模化・複雑化といった新たなリスクの増大にもつながります。我が国においても、経済成長期に大規模な火災や災害を経験してきましたが、その都度、経験と教訓を糧として消防力や災害対応能力を強化してきました。

こうした知見を共有する一方で、各開催国が有する実践的な取組や地域特性に根ざした対応から学ぶことも極めて重要です。本フォーラムが相互の知識と経験を持ち寄って防災力を高め合う契機となり、日本側のプレゼンテーション等が各国の消防防災体制の強化に資するとともに、双方にとって実りある協力関係の深化につながることを願っております。



タイ王国で広報された国際消防防災フォーラム

問合せ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
TEL: 03-5253-7507

第30回防災まちづくり大賞受賞団体の決定

地域防災室

令和8年2月20日（金）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区）において、第30回防災まちづくり大賞表彰式を開催しました。

「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で30回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。



主催者挨拶をする高橋総務副大臣



表彰状授与の様子

今回は全国各地から100事例の応募があり、学識経験者等で構成される選定会議において、他の地域の模範となる優れた19事例が選定されました。

受賞事例数

	応募総数	100
表彰区分	総務大臣賞	3
	消防庁長官賞	5
	日本防火・防災協会長賞	11
	受賞事例総数	19

災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化すること、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い意識と連帯感に支えられた自主的な防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、相互に連携協力して、地域防災力を高めていくことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を契機として、より一層日頃からの活動を充実・発展させ、引き続き、地域防災力の向上にご尽力いただくことを期待しています。



総務大臣賞受賞団体（3団体）との記念撮影

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561

令和7年度防災功労者消防庁長官表彰式及び 消防団等地域活動表彰式について

地域防災室

令和8年3月4日（水）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において令和7年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式が開催されました。

【防災功労者消防庁長官表彰】（2団体）

風水害等の自然災害において、顕著な活動実績が認められる消防団（東京都 八丈町消防団及び熊本県 八代市消防団）を表彰しました。



防災功労者消防庁長官表彰受賞団体



消防団等地域活動表彰（消防団）受賞団体



消防団等地域活動表彰（事業所）受賞団体

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、熊本県 八代市消防団の轟池 功さんから謝辞をいただきました。



熊本県 八代市消防団 轟池 功氏

【消防団等地域活動表彰】

（消防団表彰32団体、事業所表彰22団体）

平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、全国の模範となる消防団や、団員確保について特に力を入れている消防団、更には、消防団員である従業員を雇用しているなど、消防団活動に特に深い理解や協力を示している事業所等を表彰しました。

○代表受領

（消防団表彰）

福井県 嶺北消防組合坂井消防団

（事業所表彰）

東京都 社会福祉法人水の会 世田谷いちい保育園北ウイング

○受賞団体一覧

【防災功労者消防庁長官表彰】（2団体）

東京都 八丈町消防団
 熊本県 八代市消防団

【消防団等地域活動表彰（消防団）】（32団体）

宮城県 仙台市宮城消防団
 群馬県 神流町消防団
 群馬県 高山村消防団
 埼玉県 飯能消防団
 埼玉県 三郷市消防団
 千葉県 成田市消防団
 東京都 玉川消防団
 神奈川県 寒川町消防団
 新潟県 新潟市消防団
 新潟県 燕市消防団
 富山県 黒部市消防団
 石川県 能美市消防団
 福井県 嶺北消防組合坂井消防団
 長野県 山形村消防団
 長野県 信濃町消防団
 長野県 高森町消防団
 岐阜県 羽島市消防団
 三重県 尾鷲市消防団
 三重県 伊勢市消防団
 滋賀県 栗東市消防団
 滋賀県 守山市消防団
 京都府 京都市中京消防団
 大阪府 高石市消防団
 奈良県 御杖村消防団
 和歌山県 太地町消防団
 岡山県 玉野市消防団
 岡山県 高梁市消防団
 熊本県 荒尾市消防団
 熊本県 合志市消防団
 鹿児島県 鹿児島市消防団
 鹿児島県 伊佐市消防団
 沖縄県 那覇市消防団

【消防団等地域活動表彰（事業所）】（22団体）

北海道 株式会社ヤマハミュージッククラフト北海道
 北海道 大同産業開発株式会社
 山形県 株式会社佐藤燃料店
 栃木県 下野農業協同組合
 群馬県 有限会社北爪新聞店
 千葉県 大本山成田山新勝寺
 東京都 社会福祉法人水の会 世田谷いちい保育園北ウイング
 東京都 社会福祉法人水の会 世田谷いちい保育園南ウイング
 神奈川県 有限会社望月塗装
 福井県 株式会社関電パワーテック 美浜事業所
 長野県 吉田工業株式会社
 長野県 有限会社志賀プラントサービス
 岐阜県 桂川電工株式会社
 岐阜県 株式会社神岡衛生社
 京都府 日本板硝子株式会社 舞鶴事業所
 徳島県 徳島市農業協同組合 北部営農経済センター
 愛媛県 一般社団法人松山市医師会 松山看護専門学校
 福岡県 株式会社令和開発
 佐賀県 株式会社SUMCO 九州事業所
 長崎県 株式会社ダイコウ建設
 熊本県 三栄開発株式会社
 鹿児島県 Umios AQUA株式会社 奄美事業所

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
 TEL: 03-5253-7561

令和7年度消防団地域貢献表彰（総務大臣表彰） 表彰式の開催

地域防災室

令和8年3月10日（火）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において、令和7年度消防団地域貢献表彰式を開催しました。

「消防団地域貢献表彰」は、地域防災力の向上や消防団員の確保に特に積極的に取り組み、地域に多大な貢献をいただいている消防団及び消防団事務を所管する市町村・消防本部を表彰するものです。

今回、消防団への入団促進や訓練の充実等に加え、住民への防災教育を通じた地域防災力の向上、様々な地域活動への参画など、全国の模範となる取組により、地域に多大な貢献をいただいている30団体が受賞されまし

た。受賞者を代表して京都市左京消防団長の山本和義氏へ、消防庁長官から表彰状を授与しました。

また、岐阜市北消防団長の長屋章氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、全国で活躍されている消防団の方々のご労苦に報いるべく、消防団の更なる充実強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

受賞団体の皆様には、引き続き、各地において地域防災力の向上のための取組を行っていただきたいと考えております。



消防庁長官の挨拶



代表受領（京都市左京消防団長 山本 和義氏）



代表謝辞（岐阜市北消防団長 長屋 章氏）



受賞団体との記念撮影

令和7年度「消防団地域貢献表彰」受賞団体一覧

都道府県	団体名	都道府県	団体名
栃木県	下野市消防団	滋賀県	大津市消防団
群馬県	昭和村消防団 昭和村	京都府	京都市左京消防団
埼玉県	比企広域市町村圏組合嵐山消防団	大阪府	泉佐野市消防団
千葉県	銚子市消防団 銚子市消防本部	奈良県	平群町消防団 平群町
東京都	清瀬市消防団	和歌山県	高野町消防団 高野町
神奈川県	横須賀市消防団	鳥取県	鳥取市消防団
新潟県	新発田市消防団	岡山県	倉敷市消防団
富山県	立山町消防団 立山町消防本部	山口県	下関市消防団 下関市消防局
石川県	輪島市消防団	徳島県	小松島市消防団 小松島市消防本部
	珠洲市消防団	香川県	丸亀市消防団
山梨県	南部町消防団	福岡県	北九州市戸畑消防団
長野県	飯山市消防団	佐賀県	鳥栖市消防団
岐阜県	岐阜市北消防団	熊本県	水俣市消防団
愛知県	豊山町消防団	鹿児島県	奄美市消防団 大島地区消防組合消防本部
三重県	玉城町消防団 玉城町	沖縄県	東部消防組合消防団 東部消防組合消防本部

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561

「令和8年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物の漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織や共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に重要な役割を担っていることから、消防庁では、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

これまで出場経験のない自衛防災組織等についても防災技能の向上のために積極的な参加をよろしくお願いいたします。



【参考】昨年度出場組織募集ポスター

2 コンテストの概要

(1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

(2) 出場資格

全国の特設事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。昨年度は、35組織が参加しました。

(3) 審査

コンテスト競技の審査については、WEBを活用したオンライン審査又は消防庁職員が現地へ出張し実施する現地審査を行い、その後、提出された競技映像を用いてビデオ審査を行います。



コンテスト競技中の風景



最優秀賞を受賞した隊員

(4) 表彰等

審査の結果、成績上位の自衛防災組織等には最優秀賞・優秀賞等を授与し、霞ヶ関周辺で表彰式を実施します。また、他の技能優秀と認められた自衛防災組織等にも表彰状を授与します。



表彰式参加組織との記念撮影

3 総務大臣表彰受賞組織の競技映像について

令和7年度に最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（You Tube）で公開しています。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>

4 今後のスケジュール（予定）

- ・募集 令和8年5月中旬から6月中旬
- ・審査 令和8年8月上旬から9月下旬
- ・結果通知 令和8年11月頃
- ・表彰式 令和8年12月頃

災害等の発生状況により、スケジュールを変更する可能性があります。コンテストに関する情報は総務省消防庁ホームページ上に公開いたします。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

問合せ先
消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

1 令和7年度のマイナ救急実証事業の結果

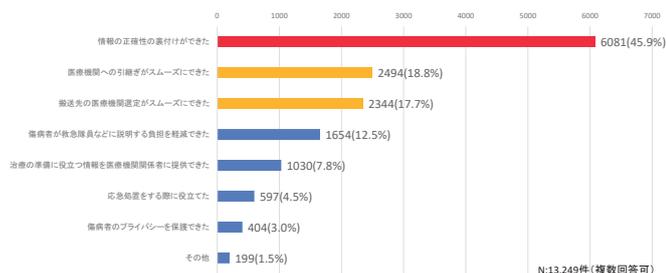
令和7年10月1日から全国全ての720消防本部、5,334隊の救急隊で一斉にマイナ救急の実証を開始しています。この度、令和7年12月4日～11日までの1週間、全救急隊にご協力いただきデータ収集を行いました。

データ収集期間中、マイナ救急により情報閲覧した件数は13,249件で、令和6年度に比べ、マイナ救急実施率(マイナ救急実施件数/マイナ救急実施判断件数)は9.4ポイント上昇(8.0%→17.4%)しました【表】。現場滞在時間については、マイナ救急システムへの事前ログインやマイナ救急について事前説明(119番通報時や現場到着前)を行っているケース(実施事案の約4割)では、マイナ救急を実施した事案の方が未実施事案に比べ1分～2分程度短くなる結果となりました。また、マイナ救急の有用性としては、「情報の正確性の裏付け」を感じている割合が最も高いことが分かりました【グラフ1】。救急隊員向けアンケートでは、マイナ救急システムの操作性に関して、約7割の救急隊員が「特に問題なし」と回答した一方で、「ログインの負担を減らしてほしい」という意見が多い結果でした【グラフ2】。

【表】

	救急搬送件数(A)	マイナ救急実施判断件数(B) 下流5/A	マイナ保険証所持件数(C) 下流5/B	マイナ救急実施件数(D) (マイナ救急実施率、D/C、D/B、D/A)
令和7年度	118,911件	76,048件 (64.0%)	14,148件 (18.6%)	13,249件 (93.7%、93.7%、11.1%)
令和6年度	159,492件	142,324件 (89.2%)	12,610件 (8.9%)	11,398件 (90.4%、8.0%、7.1%)
令和4年度	9,599件	5,863件 (61.1%)	295件 (5.0%)	254件 (86.1%、4.3%、2.6%)

【グラフ1】



【グラフ2】

【マイナ救急システムの操作性や課題性はいかがでしたか。】



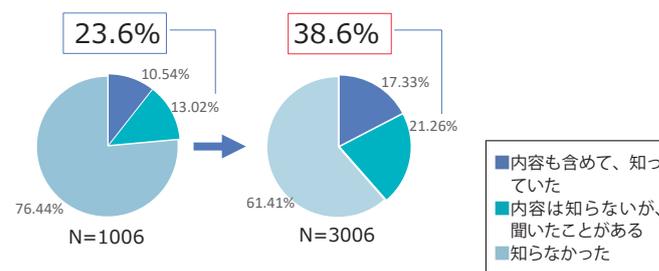
【マイナ救急の実施率を上げるためには、将来的にどういった点を改善する必要がありますか。(複数選択可)】



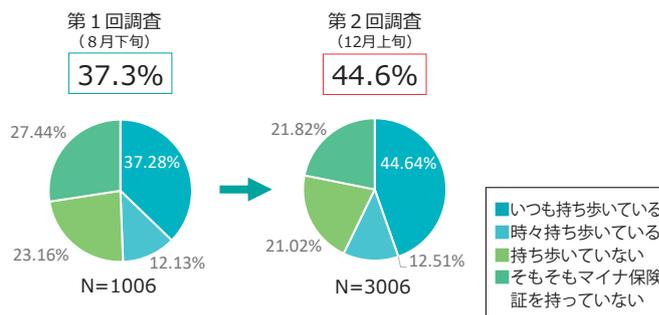
また、マイナ救急の認知度について、インターネットによる認知度調査を2回(8月下旬、12月上旬)実施したところ、マイナ救急の認知度は15ポイント上昇(23.6%→38.6%)、マイナ保険証の携行率が7.3ポイント上昇(37.3%→44.6%)しました【グラフ3】。

【グラフ3】

【マイナ救急の認知度】



【マイナ保険証の携行率】



2 令和8年度のマイナ救急について

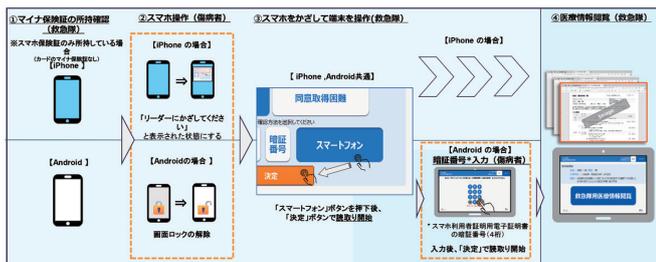
令和8年度以降は、消防本部主体の運用となります。令和8年度は、712消防本部（離島等を除く約99%の消防本部）、5,417隊（救急隊数の約97%）でマイナ救急を実施する予定です。

上記データ収集や認知度調査の結果を踏まえ、消防庁としては、セキュリティ面を確保しながら、ログイン負担の軽減など運用方法の改善について検討するとともに、これまでの実証事業で使用したタブレット端末等の無償貸付を継続して行うほか、マイナ救急の実施に必要なタブレット端末等の導入（新規購入等）に要する経費に対する補助金等を創設するなど、引き続き、マイナ救急を円滑に実施できる環境の整備を行います。また、マイナ救急を実施するためには、傷病者のマイナ保険証が必要ですので、施策の認知度向上やマイナ保険証の携行を呼びかけるため、積極的な広報を実施します。

〈マイナ保険証を搭載したスマートフォンへの対応開始〉

令和8年4月から、マイナ保険証を搭載したスマートフォン（以下、「スマホ保険証」という。）（iPhone、Androidどちらも対応）にも対応できるよう機能拡充しました。

【マイナ救急スマホ対応運用手順】



傷病者本人による操作が必要

スマホ保険証でマイナ救急を実施する場合は、カードの場合と異なり、傷病者ご本人によるスマートフォンでの生体認証（iPhone端末）又はマイナ救急のタブレット端末での暗証番号（スマホ利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁）の入力（Android端末）が必要となるなど、ご本人による操作が前提となるため、意識不明時はマイナ救急を利用することはできません。カードのマイナ保険証があれば、意識不明時であってもマイナ救急を利用することができ、4桁の暗証番号の入力は原則不要であることから、引き続きマイナ保険証を持ち歩いてい

ただくようお願いします。

【参考】

- 1 令和7年度のマイナ救急実証事業の詳細な結果や令和8年度以降のマイナ救急については、令和7年度救急業務のあり方に関する検討会（第3回）資料1「マイナ救急の全国展開に係る検討」も併せてご覧ください。

URL：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-174/03/shiryoul.pdf

- 2 「国・地方共通相談チャットボットGovbot（ガボット）」
総務省とデジタル庁は、各府省と連携して、国民からの問合せニーズが多い行政分野を中心に、国が一定程度統一的に回答できる質問に対応するチャットボット「国・地方共通相談チャットボットGovbot（ガボット）」を提供しています。本サイトはチャット形式となっており、質問したい内容を検索欄に入力する自由入力型と、選択肢から質問を選択するシナリオ型の2つの方法で回答を表示することができます。

マイナ救急に関するよくある質問と回答も搭載しており、随時、最新情報も反映していきますので、ぜひご覧ください。



「国・地方共通相談チャットボットGovbot（ガボット）」

<https://www.govbot.go.jp/#/>

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状授与

広域応援室

1 総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状授与

令和8年3月18日(水)、総務省講堂において、総務大臣感謝状贈呈式及び消防庁長官賞状授与式を開催しました。

この贈呈式等では、岩手県大船渡市林野火災及び愛媛県今治市林野火災に緊急消防援助隊として出動した全国15都府県大隊の代表参加者に対し、総務大臣から感謝状を贈呈するとともに、消防庁長官から、211消防本部及び15道県(消防防災航空隊)の代表参加者に対し、賞状を授与しました。

なお、出動した隊員には後日、緊急消防援助隊活動章が授与されました。

2 災害及び活動の概要

(1) 岩手県大船渡市林野火災

令和7年2月26日に岩手県大船渡市赤崎町字合足地内で林野火災が発生し、降水量の少なさ、乾燥、強風、地形等の影響から急激に拡大し3,370haが焼損する林野火災が発生した。

緊急消防援助隊の各部隊は41日間にわたり、延べ2万8,225人が岩手県内消防応援隊とともに活動を行った。

陸上部隊は、市街地への延焼阻止を主目的に消火活動を展開し、航空部隊は、消防防災ヘリコプターによる連続的な空中消火活動を行った。

(2) 愛媛県今治市林野火災

令和7年3月23日に愛媛県今治市長沢で林野火災が発生し、空気の乾燥等も影響し急激に延焼し、その後も火災が強風にあおられるなどにより延焼が拡大し481.6haが焼損する林野火災が発生した。

緊急消防援助隊の各部隊は17日間にわたり、延べ2,301人が愛媛県内消防応援隊とともに活動を行った。

陸上部隊は、市街地への延焼阻止を主目的に消火活動を展開し、航空部隊は、消防防災ヘリコプターによる連続的な空中消火活動を行った。



消防庁長官賞状
(岩手県大船渡市林野火災出動消防機関)



消防庁長官賞状
(岩手県大船渡市林野火災出動消防防災航空隊)



消防庁長官賞状
(愛媛県今治市林野火災出動消防機関)



総務大臣感謝状 (都道府県大隊)



3 対象団体

大臣感謝状及び長官賞状の対象機関は、以下の都道府県大隊と消防本部等です。

(1) 岩手県大船渡市林野火災

ア 総務大臣感謝状（13都県大隊）

- ・青森県大隊
- ・宮城県大隊
- ・秋田県大隊
- ・山形県大隊
- ・福島県大隊
- ・茨城県大隊
- ・栃木県大隊
- ・群馬県大隊
- ・埼玉県大隊
- ・千葉県大隊
- ・東京都大隊
- ・神奈川県大隊
- ・新潟県大隊

イ 消防庁長官賞状（188消防本部・9道県）

【北海道】

- ・北海道防災航空隊
- ・札幌市消防局

【青森県】

- ・青森県防災航空隊
- ・青森地域広域事務組合消防本部
- ・下北地域広域行政事務組合消防本部
- ・北部上北広域事務組合消防本部
- ・弘前地区消防事務組合消防本部
- ・五所川原地区消防事務組合消防本部
- ・つがる市消防本部
- ・八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
- ・十和田地域広域事務組合消防本部
- ・三沢市消防本部
- ・中部上北広域事業組合消防本部
- ・鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部

【宮城県】

- ・宮城県防災航空隊
- ・仙台市消防局
- ・塩釜地区消防事務組合消防本部
- ・石巻地区広域行政事務組合消防本部
- ・黒川地域行政事務組合消防本部
- ・大崎地域広域行政事務組合消防本部
- ・栗原市消防本部
- ・登米市消防本部
- ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部
- ・仙南地域広域行政事務組合消防本部
- ・名取市消防本部
- ・あぶくま消防本部

【秋田県】

- ・秋田市消防本部

- ・横手市消防本部
- ・大館市消防本部
- ・由利本荘市消防本部
- ・北秋田市消防本部
- ・五城目町消防本部
- ・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部
- ・能代山本広域市町村圏組合消防本部
- ・大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
- ・鹿角広域行政組合消防本部
- ・男鹿地区消防本部
- ・湖東地区消防本部
- ・にかほ市消防本部

【山形県】

- ・山形県消防防災航空隊
- ・山形市消防本部
- ・上山市消防本部
- ・天童市消防本部
- ・西村山広域行政事務組合消防本部
- ・村山市消防本部
- ・東根市消防本部
- ・尾花沢市消防本部
- ・最上広域市町村圏事務組合消防本部
- ・置賜広域行政事務組合消防本部
- ・西置賜行政組合消防本部
- ・鶴岡市消防本部
- ・酒田地区広域行政組合消防本部

【福島県】

- ・福島県消防防災航空隊
- ・福島市消防本部
- ・伊達地方消防組合消防本部
- ・安達地方広域行政組合消防本部
- ・郡山地方広域消防組合消防本部
- ・須賀川地方広域消防本部
- ・白河地方広域市町村圏消防本部
- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
- ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
- ・南会津地方広域市町村圏組合消防本部
- ・いわき市消防本部
- ・相馬地方広域消防本部
- ・双葉地方広域市町村圏組合消防本部

【茨城県】

- ・水戸市消防局
- ・日立市消防本部
- ・つくば市消防本部
- ・高萩市消防本部
- ・石岡市消防本部
- ・鹿島地方事務組合消防本部
- ・ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- ・茨城西南広域消防本部
- ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部
- ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部



- ・鹿行広域事務組合消防本部
- ・稲敷広域消防本部
- ・土浦市消防本部
- ・取手市消防本部
- ・北茨城市消防本部
- ・笠間市消防本部
- ・常陸大宮市消防本部
- ・那珂市消防本部
- ・小美玉市消防本部
- ・茨城町消防本部
- ・大洗町消防本部
- ・大子町消防本部
- ・常陸太田市消防本部
- ・かすみがうら市消防本部

【栃木県】

- ・栃木県消防防災航空隊
- ・宇都宮市消防局
- ・足利市消防本部
- ・栃木市消防本部
- ・佐野市消防本部
- ・鹿沼市消防本部
- ・日光市消防本部
- ・小山市消防本部
- ・石橋地区消防組合消防本部
- ・芳賀地区広域行政事務組合消防本部
- ・南那須地区広域行政事務組合消防本部
- ・塩谷広域行政組合消防本部
- ・那須地区消防本部

【群馬県】

- ・群馬県防災航空隊
- ・前橋市消防局
- ・高崎市等広域消防局
- ・桐生市消防本部
- ・伊勢崎市消防本部
- ・太田市消防本部
- ・利根沼田広域消防本部
- ・館林地区消防組合消防本部
- ・渋川広域消防本部
- ・多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
- ・富岡甘楽広域消防本部
- ・吾妻広域消防本部

【埼玉県】

- ・埼玉県防災航空隊
- ・さいたま市消防局
- ・川口市消防局
- ・上尾市消防本部
- ・埼玉県央広域消防本部
- ・蕨市消防本部
- ・戸田市消防本部
- ・埼玉西部消防局
- ・川越地区消防局

- ・埼玉県南西部消防局
- ・入間東部地区事務組合消防本部
- ・比企広域消防本部
- ・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部
- ・西入間広域消防組合消防本部
- ・熊谷市消防本部
- ・行田市消防本部
- ・秩父消防本部
- ・深谷市消防本部
- ・児玉郡市広域消防本部
- ・埼玉東部消防組合消防局
- ・羽生市消防本部
- ・越谷市消防局
- ・三郷市消防本部
- ・春日部市消防本部
- ・蓮田市消防本部
- ・草加八潮消防局
- ・吉川松伏消防組合消防本部

【千葉県】

- ・千葉市消防局
- ・船橋市消防局
- ・市原市消防局
- ・佐倉市八街市酒々井町消防組合
- ・印西地区消防組合
- ・山武郡市広域行政組合消防本部
- ・松戸市消防局
- ・市川市消防局
- ・柏市消防局

【東京都】

- ・東京消防庁
- ・稲城市消防本部
- ・八丈町消防本部

【神奈川県】

- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・相模原市消防局
- ・横須賀市消防局
- ・平塚市消防本部
- ・鎌倉市消防本部
- ・藤沢市消防局
- ・小田原市消防本部
- ・茅ヶ崎市消防本部
- ・逗子市消防本部
- ・秦野市消防本部
- ・厚木市消防本部
- ・大和市消防本部
- ・伊勢原市消防本部
- ・海老名市消防本部
- ・座間市消防本部
- ・綾瀬市消防本部
- ・葉山町消防本部



- ・大磯町消防本部
- ・二宮町消防本部
- ・箱根町消防本部
- ・湯河原町消防本部
- ・愛川町消防本部

【新潟県】

- ・新潟県消防防災航空隊
- ・新潟市消防局
- ・長岡市消防本部
- ・上越地域消防局
- ・佐渡市消防本部
- ・燕・弥彦総合事務組合消防本部
- ・柏崎市消防本部
- ・三条市消防本部
- ・十日町地域消防本部
- ・南魚沼市消防本部
- ・魚沼市消防本部
- ・小千谷市消防本部
- ・新発田地域広域事務組合消防本部
- ・村上市消防本部
- ・阿賀野市消防本部
- ・五泉市消防本部
- ・糸魚川市消防本部
- ・見附市消防本部
- ・加茂地域消防本部
- ・阿賀町消防本部

【静岡県】

- ・静岡市消防局

(2) 愛媛県今治市林野火災

ア 総務大臣感謝状（2県大隊）

- ・広島県大隊
- ・香川県大隊

イ 消防庁長官賞状（23消防本部・6県）

【長野県】

- ・長野県消防防災航空隊

【滋賀県】

- ・滋賀県防災航空隊

【大阪府】

- ・大阪市消防局

【広島県】

- ・広島県防災航空隊
- ・広島市消防局
- ・呉市消防局
- ・大竹市消防本部
- ・東広島市消防局
- ・廿日市市消防本部
- ・安芸高田市消防本部
- ・江田島市消防本部
- ・府中町消防本部
- ・北広島町消防本部

- ・福山地区消防組合消防局
- ・三原市消防本部
- ・尾道市消防局
- ・備北地区消防組合消防本部

【山口県】

- ・山口県消防防災航空隊

【香川県】

- ・高松市消防局
- ・丸亀市消防本部
- ・坂出市消防本部
- ・善通寺市消防本部
- ・多度津町消防本部
- ・仲多度南部消防組合消防本部
- ・大川広域消防本部
- ・三観広域行政組合消防本部
- ・小豆地区消防本部

【徳島県】

- ・徳島県消防防災航空隊

【大分県】

- ・大分県防災航空隊

4 おわりに

緊急消防援助隊として災害出動していただいた皆様には、火災が急激な延焼拡大をし続けるなど、過酷な環境にも関わらず、被災者のために24時間体制による消火活動を行っていただき心から感謝申し上げます。

消防庁では、首都直下地震等の地震災害、激甚化・頻発化している各種災害等、今後、発生が懸念される大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の更なる充実・強化に努めてまいります。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569（直通）

文化財防火デーに伴う消防訓練を実施

新潟市消防局

新潟市西消防署では、令和8年1月21日（水）、文化財防火デーに合わせて消防訓練を実施しました。訓練は新潟市文化財センター及び新潟市消防団西方面隊と連携し、同センター敷地内にある新潟市指定文化財「旧武田家住宅」で火災が発生したとの想定で行いました。

当日は、文化財センター職員による119番通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、重要物品搬出訓練、情報伝達訓練を実施しました。消防部隊は、旧武田家住宅内に逃げ遅れ者がいるとの想定のもと、検索救助訓練および一斉放水訓練を行いました。

今回の訓練を通じて、文化財を守る意識の高揚と、関係機関相互の連携強化を図ることができました。今後も地域の貴重な文化財を火災から守るため、引き続き防火対策の充実と訓練の継続に努めてまいります。



「東三河地区救急技術発表会」を開催しました

豊橋市消防本部

5市消防本部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市）で構成する東三河地区メディカルコントロール協議会では、令和8年1月16日（金）、「令和7年度東三河地区救急技術発表会」を初開催しました。指導医師を招き、各消防本部の救急隊が重度傷病者を想定したブラインド型シナリオ演習を実施。振り返りや医学的助言を通じて他市の取組を共有し、救急活動の質向上につながる有意義な一日となりました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

大規模災害時の後方支援に備えて炊き出し訓練を実施

岸和田市消防本部

岸和田市消防本部では、令和7年10月17日（金）に大規模災害時における職員への後方支援の一環として、炊き出し訓練を実施しました。この訓練では、一般社団法人大阪府LPガス協会岸和田貝塚支部様より寄贈いただいたデリバリーステーション一式を使用し、総務課職員がご飯の炊飯と豚汁の調理を行いました。当日は職員をはじめ、同協会の皆さまや同市危機管理課の方々にも試食していただき、課題の確認や連携の強化につながる有意義な訓練となりました。



JR松山駅でインバウンドによる多数傷病者対応訓練を実施

松山市消防局

松山市中央消防署は、令和8年2月5日（木）、JR松山駅で、インバウンドによる多数傷病者対応訓練を実施しました。関係機関が緊密に連携し、ライブ映像119を用いて消防機関と情報を共有しました。エアーストレッチャー®を使用した搬送訓練も実施し、駅構内での迅速・安全な救出・搬送方法を確認しました。インバウンド対応や現場統制の課題も共有され、実践的で有意義な訓練となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

上級幹部科における教育訓練

消防大学校では、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を目的として、総合教育「上級幹部科」の教育訓練を実施しています。

令和7年度の第89期では、48名の学生が1月20日（火）から2月5日（木）までの17日間にわたる集合研修を行いました。

研修では、大沢消防庁長官の講話をはじめ、消防庁幹部による最新の消防行政の動向について、リモートにより講義を行っていただくとともに、消防大学校客員教授等による幹部としての組織観、身体管理、消防管理概論やトップマネジメントなどの講義、全国消防長会市川会長による講話を通して、組織の上級幹部として必要な知識、役割や心構えについて修得しました。

指揮シミュレーション訓練では、大規模災害等発生時における、受援都道府県、被災地消防本部及び緊急消防援助隊の役割等について理解を深めました。

また、今年度は昨今の受傷事案等を鑑み、新たに安全管理に関する講義及び安全管理体制の見取り訓練を行ったほか、危機管理広報の実習では、組織内で不祥事が起きた際の報道対応（模擬の緊急記者会見）を行い、危機事案発生時の適切な広報技術の向上を図ることができました。

東京消防庁災害史安全教育室への視察研修では、先人たちの消防に対する限りない情熱と崇高な使命感・責任感を目の当たりにし、「殉職者を絶対に出さない」と決意を新たにしました。

そして、課題研究では「持続可能な消防組織とするために、今からできること、やるべきこと」を共通テーマに取組、その成果を発表しました。その中で、人材の確保・育成、ハラスメント防止、広域化など多角的な視点から具体策を提示し、実行可能な施策を模索しました。

研修を終えた学生からは、「全国の消防本部の仲間たちとの顔の見える関係が作られたことは、自身の消防人生の糧になったと思います。」「全国共通の課題に対し、各自治体、消防本部がどのように向き合い、工夫を凝らしているかを直接聞くことができたことは、非常に刺激

的でした。」「受傷事故、殉職事例を知り、幹部として部下を安全に家族のもとへ帰す責任を改めて感じた。」「理論と実務を往還しながら、組織運営・人材育成・危機管理について体系的に学ぶことができ、幹部としての視野と判断力を大きく広げる有意義な研修であった。現場に直結する内容が多く、今後の消防行政・部隊運営に直ちに活かしていきたいと感じた。」などの感想をいただきました。

さらに、消防大学校の講義だけでなく、東京消防庁・横浜市消防局の学生が中心となり週末を活用した視察研修を企画し、東京消防庁の第八消防方面本部他並びに横浜市消防局本部庁舎の視察を行うなど、様々な体験や学びを得るとともに、学生間の絆が強固になるこれらの取組については、上級幹部科の伝統として今後もぜひ引き継がれていくことを期待しています。

結びに、本大学校で学ばれた知識と磨きをかけた判断力、さらには全国の仲間と築いた絆を活かし、所属における的確な消防行政運営により住民の安全安心を実現するとともに、社会環境の変化に対応しつつ持続する消防組織の構築に邁進していただきたいと思います。



長官によるリモート講義



指揮シミュレーション訓練



安全管理体制の見取り訓練



NBCコースにおける教育訓練について

消防大学校では、令和8年1月8日（木）から1月29日（木）までの3週間にわたり、第15回緊急消防援助隊教育科NBCコースを実施いたしました。本コースは、NBC災害対応要員等を対象とした幹部教育課程であり、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得することを目的として実施しております。

NBC災害においては、初動対応の適否が被害の影響及び救命率に直結します。そのため本コースでは、初動段階における情報収集と状況判断の重要性を重視しました。日本中毒情報センターの講師からは、原因物質特定のために必要な情報収集項目、問い合わせ要領、関係機関との連携体制について具体的に学び、科学的根拠に基づく判断の重要性を再確認しました。あわせて、錯綜する情報の整理や活動方針決定までの思考過程を体系的に整理し、幹部として求められる統括的視点を養いました。

また、放射線災害への対応に関しては、「放射線を正しく理解し、正しく恐れる」ことの重要性について学習しました。放射線の基礎知識、被ばくの種類と影響、測定器の特性、防護の原則（時間・距離・遮へい）等を科学的根拠に基づいて整理し、合理的かつ冷静に行動するための知識を修得しました。加えて、日本アイソトープ協会においては、実際の線源を使用した実習を実施し、サーベイメーターを用いて線量の変化を測定しながら、防護の原則（時間・距離・遮へい）の効果を実測により確認しました。理論と実体験を結び付けることで、放射線対応に必要な確かな理解を深めることができました。

さらに、NBC事案においては多数の傷病者発生が想定されることから、広域応援体制及び受援体制に対する正確な理解が不可欠です。発災地消防本部のみならず、緊急消防援助隊との連携活動を前提として、講義及びシミュレーション訓練を実施しました。加えて、受援アドバイザーから専門的見地に基づく講義並びにシミュレーション時の助言を受けることで、広域応援の枠組みや受援調整の要点について体系的に整理し、受援体制に関する理解を一層深化させることができました。

講義科目では、消防庁職員による施策の動向、安全管理、現場活動の基本方針、国民保護制度等についての講義で制度的背景を踏まえた活動の在り方を整理しました。また、化学災害・生物災害対応、テロ対策、NBC災害時の医療対策については、各分野の専門家を招聘し、最新の科学的知見と実務的課題を踏まえた内容を学習しました。

特に、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の理解の深化を重要課題として位置

付け、改正の趣旨や実務への反映方法について専門的かつ実践的な解説を受けました。学生は所属本部の地域特性、人員体制、保有資機材を踏まえ、より実効性の高い活動方策を検討する視点を養いました。

訓練では、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局及び千葉市消防局の教育支援隊の協力のもと、情報収集、ゾーニング、資機材運用、除染活動等を段階的に実施しました。除染活動では実際の生体を用いた訓練を行い、防護服装着下での活動の困難性や多数同時対応時の課題を体感することで、実践的対応力を強化しました。

また、今回新たな取組として、NBC事案を想定した多数傷病者対応訓練を導入しました。防護服の選択、ゾーン設定、除染方法の決定、救出及び搬送優先順位の判断までを一連の流れとして実施し、講義・図上訓練・実科訓練を有機的に連動させることで、複雑化する事案に対する総合的対応能力の向上を図りました。

さらに、地下鉄サリン事件から30年が経過した現在においても、神経剤を用いたテロ事案への備えは重要です。本コースではDMAT医師等を招聘し、神経剤解毒剤の自動注射を含む実践的研修を実施しました。早期投与の意義及び安全管理上の留意点を学ぶことで、救命率向上に資する対応能力の強化を図りました。

本コースは、講義・展示・実科訓練を体系的に編成し、単なる知識習得にとどまらず、「考え、判断し、行動する」実践的対応力の向上を主眼とする教育課程です。

消防大学校では、国民が安心して生活できる社会の実現に寄与するため、社会情勢や災害環境の変化を的確に踏まえ、実効性を重視した教育プログラムの継続的な充実と高度化に引き続き取り組んでまいります。



C災害対応訓練の様子



多数傷病者対応訓練の様子

問合せ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (令和8年2月21日～令和8年3月20日)

<技術戦略室>

8.2.25	令和7年度消防功労者消防庁長官表彰	消防記念日(3月7日)にちなみ、3月4日(水)に「令和7年度消防功労者消防庁長官表彰式」を開催します。本表彰式において表彰する受章者は次のとおりです。なお、詳細は別紙のとおりです。
--------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

<予防課>

8.2.27	令和8年春季全国火災予防運動の実施	令和8年3月1日(日)から3月7日(土)まで令和8年春季全国火災予防運動が全国各地で実施されます。
8.3.6	消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等について、令和7年12月24日(水)から令和8年1月27日(火)までの間、意見を公募したところ、9件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

8.2.27	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令(案)に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、令和7年12月26日から令和8年1月29日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。意見公募の結果も踏まえて、当該省令を本日公布しましたので併せてお知らせします。
8.2.27	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和7年12月13日から令和8年1月16日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件を公布しましたのでお知らせします。
8.3.10	緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状贈呈式及び消防庁長官賞状授与式	令和7年の岩手県大船渡市林野火災及び愛媛県今治市林野火災に緊急消防援助隊として出動した全国15都県大隊に対し、総務大臣から感謝状の贈呈を行うとともに、211消防本部、15道県(消防防災航空隊)に対し、消防庁長官から賞状の授与を行います。

<防災課>

8.3.19	地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果	消防庁及び内閣府では、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定状況(令和7年4月1日現在)について調査を実施し、これを取りまとめましたので公表します。
8.3.19	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	消防庁では、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査(令和7年4月1日現在)を実施し、これを取りまとめましたので公表します。

<地域防災室>

8.2.25	令和7年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体の決定	令和7年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体を次のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、表彰式は令和8年3月4日(水)に開催します。
8.3.3	令和7年度「消防団地域貢献表彰」の受賞団体の決定及び表彰式の開催	令和7年度「消防団地域貢献表彰」(総務大臣表彰)の受賞団体を決定しましたので、お知らせします。表彰式は令和8年3月10日(火)に開催します。
8.3.17	令和7年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)	令和7年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の受賞クラブ及び指導者を次のとおりとしましたので、お知らせします。表彰式は令和8年3月25日(水)に開催します。
8.3.19	令和7年度総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体の決定	令和7年度総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。



最近の通知 (令和8年2月21日～令和8年3月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	2026年2月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	フェナザキン等に係る消防活動上等の留意事項について(事務連絡)
消防危第31号	2026年2月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防危第23号	2026年2月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について
消防危第37号	2026年2月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の使用に係る運用について
消防予第85号 消防特第43号	2026年3月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁特殊災害室長	林野火災警報発令時等における警察と連携した火災予防の徹底について(通知)
消防予第83号	2026年3月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の運用について(通知)
消防予第84号	2026年3月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領及び試験基準の一部改正について(通知)
消防予第59号	2026年3月6日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について
消防予第93号 消防危第53号	2026年3月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査(第4回)の結果について(通知)
消防救第44号	2026年3月16日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」の一部を変更する協定(第1回変更)等について
消防予第76号	2026年3月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火性能に係る耐洗たく性能の基準の一部を改正する件について(通知)
事務連絡	2026年3月19日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁総務課	令和8年度消防庁広報施策テーマについて

広報テーマ

4 月		5 月	
①市町村長の災害対応力強化のための研修	防災課 地域防災室 救急企画室 消防・救急課	①風水害に対する備え	防災課 防災課
②消防団員のマイカー共済について		②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	
③熱中症の予防		③消防分野における最新技術活用検証事業の実地検証(内閣府事前防災対策推進費)	技術戦略室
④消防本部におけるハラスメント対策の徹底について		④令和8年度消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)の研究課題の募集について	技術戦略室
		⑤国民保護のための避難行動の周知促進	国民保護室 国民保護運用室



お知らせ



令和8年度「市町村長の災害対応力強化のための研修」の開催

防災課

出水期を迎えるにあたり、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を以下のとおり開催します。

災害対応に万全を期すためにも、積極的な受講をお願いします。

1 研修の概要

市町村長が、災害における重要な局面で、的確かつ迅速な判断や指示を行えるよう、市町村長の災害対応力の強化を図るための研修です。

震災及び風水害をテーマに、研修指導員と「1対1」で、発災時の初動対応など、災害の各種場面・状況を付与して実際の防災対応等を考えるシナリオ非提示型の実践的なシミュレーション訓練を対面又はオンラインにて実施します。

なお、研修の最後には、市町村長相互の意見交換の時間を設ける予定です。

【開催時期等】（予定）

前期：5月下旬から6月頃（7回開催）

後期：11月頃（5回開催）

※12回開催のうち、1回を選択して受講。

（各回とも半日間の開催を予定。また、12回の内訳としては、対面を2回、オンラインを10回設ける予定。）

【対象者】

全国の市町村長240名（各回20名×12回）

【局面ごとの必要な対応や意思決定の例】

- ・市町村の災害対応体制の確立
- ・避難情報の発令判断と伝達
- ・大規模災害発生直後の被害状況の確認
- ・マスコミ対応

【募集時期】

4月（前期）・9月頃（後期）

2 研修実績

■受講人数

- ・平成30年度 50名（対面形式）
- ・令和元年度 161名（対面形式）
- ・令和2年度 116名（オンライン形式）
- ・令和3年度 118名（オンライン形式）
- ・令和4年度 158名（オンライン形式）
- ・令和5年度 189名（オンライン形式）
- ・令和6年度 208名（対面、オンライン形式）
- ・令和7年度 215名（対面、オンライン形式）

■令和7年度研修参加者の声

- ・初動対応の重要性を実際のケーススタディを通じて学ぶことができた。特に、情報収集の迅速さや避難指示の適切なタイミング、支援が必要な住民への配慮がいかに重要かを認識できた。
- ・状況判断と決断に対する責任の重さを改めて考える機会となった。
- ・災害が発生した際の対応を疑似体験したことで、実災害が発生した際の対応を確認できて有意義だった。



【過去の研修の様子】（上段：対面開催 下段：オンライン開催）

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 防災調整係
TEL: 03-5253-7525



消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください

地域防災室

近年、全国で災害が激甚化・頻発化する中、地域に密着して活動する消防団員の方々は、災害時に急を要する消防団活動のために、やむを得ず、自家用自動車等を使用する場合があります。令和元年東日本台風による災害では、消防団員が災害出勤時に使用した自家用自動車等に被害が生じる事例がありました。

そこで、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事していただくことを目的として、令和2年4月から、消防団員向けの自動車損害共済事業、いわゆる、「消防団員のマイカー共済」を開始しました。消防団員のマイカー共済は、全国市有物件災害共済会（市分）・全国自治協会（町村分）の自動車損害

共済制度のスキームを活用するもので、原則は1年単位の共済期間となりますが、1月単位の短期で加入することも可能です。また、令和3年度からは、民間損害保険会社（損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社）において「消防団員のマイカー保険」の取扱いが開始されています。

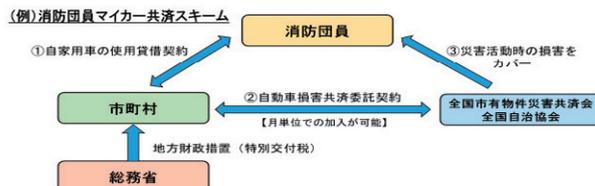
これらの共済・保険に関して、市町村が負担する分担金・保険料の5割に、特別交付税措置を講じておりますので、消防団員・消防団事務を所管する機関の方々におかれましては、6月からの出水期に向けて、ぜひ、このマイカー共済・保険の活用を積極的にご検討ください。

消防団員のマイカー共済・保険について

1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済制度を令和2年4月から開始。また、令和3年10月からは民間損害保険会社による補償も開始。
災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車等に生じた損害を補償する事業。

2. 実施主体 公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）、民間損害保険会社



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（6月～10月）の5ヶ月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・災害に対処するために出勤した際の分担金に対して、令和2年度から特別交付税措置（措置率0.5）。

4. 保険事業のポイント

- ・契約期間は1年単位。
- ・団員個人が加入する自動車保険を適用するか、マイカー保険を適用するか選択可能。
- ・災害に対処するために出勤した際の保険料に対して、令和3年度から特別交付税措置（措置率0.5）。

5. 開始日 共済：令和2年4月1日、民間損害保険会社：令和3年10月以降

※マイカー共済・保険にR7.3.31時点で加入済、又は令和7年度中に加入予定の団体は160団体（共済17団体、民間損害保険会社143団体）

消防団員のマイカー共済・保険の概要

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561



令和8年度一般公開のプログラム紹介

消防研究センター

令和8年4月に開催予定の「一般公開」につきまして、前号の消防の動き（令和8年3月号）にてお知らせしましたが、本号ではプログラムについてご紹介いたします。

実開催と動画公開の両方を予定していますので、どちらにも是非ご参加ください。

1 実開催

(1) 日時 令和8年4月17日（金）
10:00～16:00（入場無料）

(2) 場所（受付：消防研究センター本館）

ア 消防研究センター、消防大学校
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

イ 日本消防検定協会
（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※ア及びイは同一敷地内にあります。

また、消防防災科学センターの展示等の場所は消防研究センター本館になります。

(3) プログラム（予定）

消防研究センター	
消防研究センター研究紹介コーナー	展示
住宅火災による死者数の将来推計	展示
石油タンクの安全性に関する研究開発	展示
市街地火災延焼シミュレーションの展示	展示
建築火災の避難安全	展示
殉職・受傷事故の発生傾向	展示
土砂災害現場におけるドローンの利活用に関する研究開発	展示
水陸両用バギー	展示
火災旋風の研究	展示
消防隊の放水を再現するシミュレーション	展示
原因調査室の業務	展示
救急車・指揮車用バンク対応タイヤ	実演
ITS Connect（緊急車両存在通知等）	実演
AIを活用した救急隊運用最適化	実演

消防研究センター	
救急車内の感染防止用強制換気装置	実演
軽油の燃焼	実演
高発泡装置を用いた泡消火実験と水蒸気消火用ノズルの展示	実演・展示
赤外線カメラを使った温度把握	実演
小規模爆発実験	実演

消防大学校	
消防大学校の教育訓練資機材	展示
消防大学校における教育訓練	展示

日本消防検定協会	
日本消防検定協会の業務	展示
住宅用消火器の消火実演	実演
消火器の操作体験	実演
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	実演
住宅用防災警報器の展示及び実演	展示・実演
各種消防用機械器具等の展示	展示

一般財団法人 消防防災科学センター	
近年起きた災害等	展示
大規模災害における消防活動インタビュー映像	展示
消防力適正配置等調査	展示
避難所HUG（風水害版）	実演

2 動画公開

(1) 日時 令和8年4月10日（金）10:00～
4月20日（月）16:00

(2) 開催ページ（アクセスURL）

消防研究センターホームページ
(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)





(3) プログラム (予定)

消防研究センター
消防研究センターの紹介 ・本館研究紹介コーナー ・大規模火災実験棟 ・総合消火研究棟
ウレタン火災の危険性
火災を再現するシミュレーション技術の紹介 (火災シミュレーションの実火災適用事例)
消防隊の放水を再現するシミュレーション
原因調査室の業務 ・調査業務、研修業務、支援業務 ・原因調査室の業務で活用する分析機器 (X線CT装置、デジタルマイクロスコップ) の紹介
救急車・指揮車用パンク対応タイヤ
火災旋風の実験
石油タンクの安全性に関する研究開発 ・大型石油タンクの地震時底板浮き上がり応答解析 ・大型石油タンクの地震被害予測 ・石油タンクの腐食・劣化評価
高発泡装置を用いた泡消火実験
住宅火災による死者数の将来推計
火災出動における消防職員の殉職
土砂災害に関する研究開発
市街地火災延焼シミュレーション
軽油の燃焼性状
原因調査技術に関する研究の紹介 ・現場残渣物の化学分析 ・静電気火災の調査技術
身近にある製品の爆発実験
牛乳パックで作った燃焼区画による机上実験 ・燃焼区画の製作と燃焼実験 ・区画の不燃化の有無と燃焼性状

消防大学校
消防大学校での教育訓練 (ホットトレーニング)

日本消防検定協会
日本消防検定協会について
検定制度と検定の方法
検定品目の紹介

日本消防検定協会
受託評価業務の紹介
実演 型式試験 (感知器・受信機・金属製避難はしご・緩降機)

一般財団法人 消防防災科学センター
被災したときの各種支援
災害基礎知識 (火災・地震災害・土砂災害・豪雨災害・津波災害・火山災害)
過去の災害から学ぶ (災害対応を体験した市町村長等の体験談) ＜東日本大震災＞ ・岩手県宮古市 山本正徳市長 ＜平成28年4月熊本地震災害＞ ・熊本県宇土市 元松茂樹市長 ＜平成30年7月豪雨災害＞ ・愛媛県西予市 管家一夫市長 ＜令和元年東日本台風災害＞ ・福島県本宮市 高松義行市長 ＜令和6年能登半島地震災害＞ ・石川県珠洲市 泉谷満寿裕市長 (災害対応にあたった消防本部職員の体験談) ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 戸羽一明消防長 (撮影時) ・奥能登広域圏事務組合消防本部輪島消防署 ・大阪市消防局
防災訓練を学ぶ (各地で取り組まれている防災訓練の様子・防災図上訓練の解説) ・津波避難計画に基づく避難訓練 ・福祉避難所合同訓練 ・防災訓練用教材 ・災害図上訓練DIG ・防災グループワーク ・図上シミュレーション訓練
防災かみしばい

<p>問い合わせ先 消防庁消防研究センター研究企画部 TEL: 0422-44-8331</p>



熱中症の予防についてのお知らせ

救急企画室

1. はじめに

全国では毎年、非常に多くの方が熱中症により救急搬送されています。令和7年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は100,510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となりました。

今年の夏も全国的に平年より高い気温になることが予想されることから、熱中症予防にしっかり取り組んでいくことが重要です。

2. 熱中症について

(1) 熱中症のしくみ

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

(2) 子どもの特徴

子どもは、汗をかくなどの体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすくなります。



また、体に異変が起きても気づかないことがあるため、周囲の大人が気にかける必要があります。

(3) 高齢者の特徴

高齢者は、若年者に比べ体内の水分量が少ないため、こまめに水分補給を行う必要があります。



また、加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなるとともに、体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなるため注意が必要です。

3. 熱中症にならないために心がけること

熱中症予防には「暑くなる前」から行う予防と、「暑い時期」に行う予防がありますが、今回は「暑くなる前」から行う予防について紹介します。

同じような暑い環境下にいたとしても、熱中症のなりやすさは個人ごとで違います。このような熱中症のなりやすさに関連するものとして、「暑さに体が慣れていく」ことの重要性が近年指摘されています。この暑さに体を慣らすということを、暑熱順化といいます。

暑熱順化は「やや暑い環境」において「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度の運動（ウォーキング等）を継続することで獲得できます。実験的には暑熱順化は運動開始数日後から起こり、2週間程度で完成するといわれています。そのため、日頃からウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、熱中症にもかかりにくくなります。



また、暑くなる前の時期から、自宅や施設等で使用する空調設備がしっかり使えるかどうかの動作確認・試運転を行うことも重要です。

4. 消防庁における熱中症予防啓発の取組

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている「熱中症予防啓発取組事例集」等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載しているほか、X（旧Twitter）でも熱中症情報を発信しています。

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

https://x.com/FDMA_JAPAN



予防啓発
ビデオ



予防啓発
ポスター

また、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施することとしています（次ページ参照）。

5. おわりに

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことができます。今回紹介した内容を参考に、一人一人が「暑くなる前」からの熱中症予防を心がけていただくようお願いします。

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529



今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和8年4～9月の実施予定表

事務連絡や通知などの文書を発出する取り組みを含むものについては、(文)のマークを付けています。

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラートの運用【環境省・気象庁】・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	熱中症対策の周知・依頼・注意喚起【関係府省庁】 (文)			盛夏時期の熱中症予防行動の呼びかけ【関係府省庁】 (文)		
	大型ビジョン、ラジオ、Web動画等による熱中症予防行動の呼びかけ【環境省】					
	広報誌を活用した予防啓発【消防庁】		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
	エアコンの早期試運転の呼びかけ【業界団体等の事業者等】		エアコンの早期点検・使い方の普及啓発【経済産業省・環境省・事業者等】		"節電にも配慮したエアコンの適切な使用"の普及啓発【経済産業省・環境省】	
	国民運動「デコ活」を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】				職場における熱中症による死傷災害の発生状況の公表【厚生労働省】	
					各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】	
					打ち水をはじめとした「水の日」・「水の週間」関連行事の実施の呼びかけ【国土交通省】	
	天候等踏まえ適宜実施：災害時の熱中症対策の呼びかけ・注意喚起【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】					
高齢者 子ども 関係団体等	熱中症予防の普及啓発・注意喚起【厚生労働省・環境省】 (文)					
	高齢者向けのコンテンツをラジオ等を活用し発信【環境省】					
	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣府、厚生労働省、環境省】 (文)					
	熱中症対策・体制強化の依頼(都道府県、各関連団体・関連民間事業者)【関係府省庁】 (文)					
地方公共 団体等	都道府県等に熱中症予防の普及啓発・注意喚起【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】 (文)					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】					
	都道府県等向け熱中症特別警戒アラートの伝達訓練【環境省】		熱中症の予防啓発を呼びかけ【消防庁】 (文)			
学校・ スポーツ の管理者等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】 (文)		啓発動画の周知【スポーツ庁】		地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役職員等が集まる会議において注意喚起【スポーツ庁】	
			熱中症事故防止について事務連絡【スポーツ庁】 (文)			
	担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】			事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】		
労働者 ・ 農業 従事者	STOP!熱中症クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】		STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】			
			SNS等を活用した情報発信【農林水産省】			
	熱中症等対策研修実施強化期間(都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進)【農林水産省】			夏の熱中症等対策声かけ期間(熱中症予防のためのチラシ配布、会合や農業生産資材の販売・配達等の機会を捉えた声かけ、SNS、防災無線、広報誌など様々な媒体を活用した声かけ)【農林水産省】		
その他	～4月熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】		熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】			
	訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】		多言語翻訳リーフレット等による熱中症の普及啓発【環境省】			



ゆるサイと 火災・防災 再かくにん!



正しい知識で安全を守るべし!

破損や膨張など異常のあるバッテリーの使用
熱くなる場所での放置

近年、リチウムイオン蓄電池による火災が増加傾向!!



携帯用扇風機
モバイルバッテリー

その涼しさと便利さ、火の用心とセットで。

バッテリー使用時の禁止事項

- 破損や膨張など異常のあるバッテリーの使用
- 熱くなる場所での放置

膨張・高温＝危険信号

大きな地震に備えて、『感震ブレーカー』を設置!!

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知すると自動で電気を遮断し、通電火災を未然に防ぎます。特に、木造の家がたくさん集まっている場所など、燃え広がる危険性が高い地域では、その設置が強く推奨されています。

現在、感震ブレーカーの設置率は全国でまだ一部に留まっています。

分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなど、様々な種類がありますので、ご家庭に合ったタイプを選び、設置を検討しましょう。

